

平成31年3月新規高等学校卒業者の就職に係る
推薦及び選考開始期日等について

◆平成31年3月に高校を卒業する生徒等の選考期日等については、以下のとおりです。

新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール

- ハローワークにおける求人申込書の受付開始 6月 1日～
※高校生を対象とした求人については、ハローワークに
おいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出
されることとなります。
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 7月 1日～
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 9月 5日～
(沖縄は 8月30日～)
- 企業による選考開始及び採用内定開始 9月16日～



平成30年度の雇用保険料について

平成30年度の雇用保険料について

～平成29年度と変更ありません～

◆平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3/1,000です。
(建設の事業は4/1,000です。)

平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

□■お問い合わせ：ハローワークやまがた 雇用保険適用課 (023-684-1521 21#) ■□

有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります

有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります

平成30年2月5日以降の有期労働契約の更新上限到来による離職の場合、
離職証明書の記載にご留意ください。

契約更新上限（通算契約期間や更新回数の上限を言います。）がある有期労働契約の上限が到来したことにより離職された場合で、次の①～③のいずれかに該当する場合、離職証明書の「⑦離職理由欄」は以下のとおりご記入をお願いします。

① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された方、又は不更新条項が追加された方

② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた方

③ 基準日※以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来した（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く。）ことにより離職された方。
ただし、基準日※前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除く。
※改正労働契約法の公布日（平成24年8月10日）

上記①～③に該当する場合は、離職証明書の「⑦離職理由欄」は「3 労働契約期間満了等によるもの」、「(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択していただいた上で、便宜的に「(2)労働契約期間満了による離職」中の「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」に契約に係る事実関係を記載するとともに、最下部の「具体的事情記載欄（事業主用）」にそれぞれ以下のとおり記入してください（※）。

① 上限追加

② 上限引下げ

③ 4年6か月以上5年以下の上限

また、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書など、それぞれの事情がわかる書類を添付してください。

※e-Govからの電子申請の場合（APIソフトからの申請を除く）、「(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択すると「(2)労働契約期間満了による離職」中の「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」が入力できないため、「具体的事情記載欄（事業主用）」に「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」も記入してください。

（次ページへ続く）

上記①～③には該当しない「契約更新上限が到来したことにより離職された場合」は、従来どおり、3 労働契約期間満了等によるもの、(1)採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 を選択してください。

1 上記に該当する場合の離職証明書記載例

⑦離職理由欄

事業主記入欄

3 労働契約期間満了等によるもの

……(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

……(2) 労働契約期間満了による離職

① 下記②以外の離職者

(1回の契約期間 12箇月、通算契約期間 48箇月、契約更新回数 3回)

具体的事情記載欄 (事業主用)

①上限追加

2 上記に該当しない場合の離職票記載例

⑦離職理由欄

事業主記入欄

3 労働契約期間満了等によるもの

……(1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職

……(2) 労働契約期間満了による離職

離職された方の給付内容に影響がありますので、適切な記載をお願いいたします。

□■お問い合わせ：ハローワークやまがた 雇用保険適用課 (023-684-1521 21#)
ハローワークやまがた 雇用保険給付課 (023-684-1521 11#) ■□

平成29年度 就職面接会のまとめ

平成29年度に、当ハローワークが主催したイベント（就職面接会）の結果は、次のとおりです。

1. 「ハローワーク就職面接会 2017. 05 やまがた」（5/29 山形ビッグウイング）
企業 105社 求職者 290人 就職件数 57件
2. 「ハローワーク就職面接会 in 天童」（9/9 天童市市民プラザ）
企業 31社 求職者 103人 就職件数 29件
3. 「ふれあい合同面接会」（9/28 山形ビッグウイング）
企業 61社 求職者 201人 就職件数 41件
4. 「福祉のしごとフェア2017 介護就職デイ就職面談会」（11/8 山形ビッグウイング）
企業 83社 求職者 325人 就職件数 88件
5. 「高校生のための就職面接会」（11/2 山形国際ホテル）
企業 59社 求職者 79人 就職件数 38件
6. 「ハローワーク就職面談会 in やまがた」（2/16 山形ビッグウイング）
企業 124社 求職者 425人 *集約中ですが、3月1日現在
約10件の就職の報告をいただいております！

ご参加いただいた企業のみなさまには、改めてお礼申し上げます。平成30年度も、企業のみなさまと、お仕事をお探しの方の出会いの場としてのイベントを企画・開催する予定です。引き続きご協力よろしくお願いいたします。

◆ 予告 ◆ 平成30年 5月30日（水） 就職面接会開催決定！
参加企業の募集等の詳細は、後日当ホームページにてお知らせいたします。

ハローワークやまがた紹介関係主要指標（1月分）

●新規求人数

新規求人数は、前年同月比 19.9%増の 4,041 人となりました。産業別では、製造業 513 人（前年同月比 60.3%増）、医療・福祉 785 人（同 29.5%増）、サービス業 438 人（同 19.0%増）、建設業 298 人（同 12.5%増）、宿泊業・飲食サービス業 316 人（同 10.5%増）で増加した一方、卸売・小売業 667 人（同 3.1%減）で減少となりました。

また、正社員に係る新規求人数は 1,830 人で、前年同月と比較すると 35.2%増となり、新規求人数に占める割合は、前年同月を 5.1 ポイント上回る 45.3%となりました。

●月間有効求人数

有効求人数は、前年同月比 13.2%増の 10,406 人となり、前年同月と比較し 8 ヶ月連続で増加となりました。

●新規求職申込件数

新規求職申込件数は、前年同月比 6.9%減の 1,953 件となり、14 か月連続で減少となりました。また、新規求職申込件数（パートタイムを含む常用）1,899 件（前年同月比 6.5%減）を態様別でみると、事業主都合離職者 235 人（同 14.5%減、13 か月連続減少）、自己都合離職者 601 人（同 12.1%減、2 か月ぶりに減少）、在職者 832 人（同 0.6%増、2 か月連続で増加）となりました。

●月間有効求職者数

月間有効求職者数は前年同月比 7.3%減の 6,122 人となり、70 ヶ月連続で前年同月を下回りました。

●有効求人倍率

有効求人倍率（原数値）は、前年同月を 0.31 ポイント上回る 1.70 倍となりました。

また、正社員に係る有効求人倍率（原数値）は、1.04 倍となり、前年同月を 0.24 ポイント上回りました。

- ・山形県（季節調整値） 1.73 倍
- ・全 国（季節調整値） 1.59 倍



